

玉野市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問回答

R1.6.7 玉野市教育委員会

<募集要項に関する質問回答>

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	4	第2・6・(2) 事業方式	施設等の市への所有権移転の有無も含め応募者の提案によるものとする。とありますが、貴市が想定している所有権移転有りの事業方式のひとつとして、PFIのBT0方式及び、所有権移転無しの場合は民設民営方式も含むと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	4	第2・6・(2) 事業方式	所有権移転を伴わない場合は、原則として、学校給食施設部分（共用部分を含む。）について市の専用使用权（無償）を設定するものとする。とありますが、建設予定地以外の場所を事業者が用意し、本施設を建設し、専用使用权を設定しない調理室等で別事業（仕出し弁当等）を行う場合、 ①回転釜やスチームコンベクションオープン、フライヤー、洗浄機、冷蔵庫、冷凍庫等の厨房機器。 ②スパテラやザル、台車、ボウル、計量秤等の厨房器具・備品。 ③ボイラー、便所、手洗い設備、エレベーター、エレベーター等の設備。 ④食材の搬入用プラットホーム、荷受室、各調理室、玄関、休憩室等を別途設ける必要があると理解して良いでしょうか。	市の専用使用权（無償）の設定は、学校給食の安定供給を担保するためのものであり、これに支障を生じるおそれのない場所（例えば、玄関、休憩室等）を別事業と共有することを妨げるものではありません。 また、その他の機器についても、学校給食の調理と同時刻に併用することは認められませんが、学校給食衛生管理基準等、要求水準書に示す関係法令、要綱、各種基準等の遵守を前提とした提案を妨げるものではありません。 詳細は、別途協議によるものとします。

No.	頁	項目	質問内容	回答
3	4	第2・6・(2) 事業方式	<p>所有権移転を伴わない場合は、原則として、学校給食施設部分（共用部分を含む。）について市の専用使用権（無償）を設定するものとする。とありますが、配送車も含むのでしょうか。</p> <p>また、白衣やエプロン、洗剤やアルコール消毒液・ペーパータオル・使い捨てマスク等の衛生備品や消耗品等の在庫置き場（倉庫）が、専用使用権が設定された区画にある場合は別事業（仕出し弁当等）との共有使用は不可と理解して良いのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の配送車両については、学校給食の配送・回収に支障のない範囲で、別事業と共有使用することは可能なものとします。</p> <p>なお、衛生備品や専用使用権が設定されたご指摘の区画を別事業と共有使用することは不可とします。</p>
4	4	第2・6・(2) 事業方式	<p>所有権移転を伴わない場合において、学校給食施設部分（共用部分を含む。）に設定された市の専用使用権（無償）は、事業期間終了後も継続するものでしょうか。</p> <p>また、事業期間終了後も専用使用権が継続する場合、本事業における運営企業が運營業務を継続して実施するものでしょうか。</p>	<p>所有権移転を伴わない場合においては、期間満了または途中解除の如何によらず、市は、事業終了後も学校給食施設部分（共用部分を含む。）に設定された専用使用権（無償）を保持するものです。</p> <p>また、専用使用権が継続される場合にあっては、事業期間終了後、本事業における運営企業が、必ずしも運營業務を継続して実施するとは限らず、新たな運営企業を選定することも想定しています。</p>
5	7	第2・10 交付金及び地方債	<p>市は、本事業において、「学校施設環境改善交付金」及び「地方債」等を充当することを前提としているためとありますが、所有権移転無しの事業方式の場合でも専用使用権を設定することで「学校施設環境改善交付金」及び「地方債」が充当できるのかご教示下さい。</p> <p>また、「前提」と記載されておりますので、充当できない場合は、事業方式は所有権移転を伴う事業方式か「学校施設環境改善交付金」及び「地方債」等が充当できる事業方式しか認められないのでしょうか。</p>	<p>施設の市への所有権移転を伴わない場合においては、「学校施設環境改善交付金」及び「地方債」を充当することはできません。</p> <p>ただし、所有権移転を伴う事業方式に限定するものではなく、市への所有権移転の有無も含め応募者の提案によるものとしています。</p>

No.	頁	項目	質問内容	回答
6	7	第2・11 市による事業の実施状況のモニタリング	モニタリングは貴市が行うのでしょうか。または、モニタリングを実施する企業を事業者決定後もしくは事業開始前に貴市が発注するのでしょうか。	市は、事業者が契約書に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されていることを確認するため、モニタリングを実施します。 なお、モニタリングの手法等については、現状未定です。
7	10	第3・1・(2)・②建設企業の参加資格要件	運営企業（代表）及び設計企業（設計・工事監理）で本事業に応募し、所有権移転を伴わない事業方式で優先交渉権者となった後に、代表企業が発注する建設企業については「応募者」では無いため、貴市の承認が得られれば、必ずしも建設企業の参加資格要件を満たしている必要は無いと理解して良いのでしょうか。	施設の市への所有権移転を伴わない場合にあっては、募集要項8ページ「1-③-ア～カ」に示す業務に携わる企業は、各構成員の参加資格要件を満たすものとしてください。
8	11	第3・1・(2)・④調理設備企業の参加資格要件	運営企業（代表）及び設計企業（設計・工事監理）で本事業に応募し、所有権移転を伴わない事業方式で優先交渉権者となった後に、代表企業が発注する調理設備企業については1社では無く複数企業に発注する場合は、それぞれの調理設備企業が「応募者」では無いため、貴市の承認が得られれば、必ずしも調理設備企業の参加資格要件を満たしている必要は無いと理解して良いのでしょうか。	
9	11	第3・1・(2)・⑤維持管理企業の参加資格要件	運営企業（代表）及び設計企業（設計・工事監理）で本事業に応募し、所有権移転を伴わない事業方式で優先交渉権者となった後に、代表企業が発注する維持管理企業については「応募者」では無いため、貴市の承認が得られれば、必ずしも維持管理企業の参加資格要件を満たしている必要は無いと理解して良いのでしょうか。	
10	11	第3・1・(2)・⑤維持管理企業の参加資格要件	厨房機器の維持管理業務につきましては、調理設備企業が実施して可との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	質問内容	回答
11	20	第6・3・(1)・②会社名が分かる表記の禁止（一部）	正本については応募者名（構成員名等を含む。）がわかる記述を行い、副本における様式17から様式64まで及び図面については、ロゴマークの使用も含めて、応募者名（構成員名等を含む。）がわかる記述を避けることとありますが、提案様式内で応募者名を匿名と使い分けると、文字数等の違いによりレイアウトが変化してしまうことが想定されます。そのため、様式17から様式64は全て匿名とし、ファイルの冒頭に応募者名と匿名の対応表を添付することとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
12	20	第6・3・(1)・③提案書類のCD-Rによる追加提出について	提案書類については、書面による提出に加えて、記録保存したCD-Rを併せて提出することとありますが、提出枚数をご教示ください。	1組提出してください。
13	20	第6・3・(1) 一般的事項	提案書類、提出書類に使用するフォントサイズは指定がないと考えてよろしいでしょうか。	提出書類に使用するフォントは、原則として、文字サイズ10.5pt以上としてください。図表中に用いる文字サイズは10.5pt未満でも構いませんが、読みやすさを考慮したものとしてください。 また、フォントの種類については応募者の判断によるとともに、提案書類の余白については、原則として募集要項様式集に準じてください。
14	20	第6・3・(1)・④提出書類について	提案書類に使用する文字のフォントや大きさ、また提案書類の余白等に指定はありますでしょうか。	

<要求水準書に関する質問回答>

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	6	第2・2・(4) 食育の推進	保護者への様々な教育研修とはどのようなものを想定されているのでしょうか。それらの研修は、運営企業のサポートが必要となるのでしょうか。	施設の視察や見学を想定しており、事業者には、施設見学に当たって、調理等作業の内容などの説明・質疑回答等に協力することを求めるものです。
2	7	第2・4・⑤配送先への直送品	炊飯を調理業務に含めない場合は、配送先への直送品に「米飯」も入ると理解して良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	7	第2・4・⑤配送先への直送品	現在、米飯業務を請け負っている企業数及び契約金額をご教示下さい。	現在、米飯の提供は公益財団法人岡山県学校給食会に委託しており、平成30年度における委託金額は2,930万円（米の調達を含む。）となっています。
4	7	第2・5 事業の実施スケジュール	「運営期間を15年間とする事を条件とし、・・・。」との記載がありますが、直下の実施スケジュールには、運営期間14年7カ月と記載されています。どちらの内容が正しいのかご教示ください。	「⑤維持管理・運営期間 令和4年9月～令和19年3月（14年7か月）」に関わらず、運営期間は15年間として提案してください。
5	8	第2・6・表 立地条件	都市計画法による用途地域が商業地域と記載されておりますが、業務委託後、確認申請提出時には用途地域の見直しがされ、かつ建物の主要用途：工場が建築できる地域に変更されていると認識して宜しいのでしょうか。 また、埋蔵物文化財調査対象区域の範囲は計画敷地における建物基礎掘削範囲と認識して宜しいのでしょうか。	本建設予定地を使用する場合は、都市計画法第53条の規定に基づく許可及び建築基準法第48条第10項ただし書きの適用により、工場を建設可能とすることを想定しています。 また、埋蔵物文化財調査対象区域の範囲については、本建設予定地全体が対象となっています。
6	8	第2・7・(2) 献立方式	副食の品数が3品以上と記載されていますが、別紙4では食缶が4種類指定されています。副食の品数は毎食3～4食との認識でよろしいのでしょうか。	副食については3品を基本とし、必要に応じて、4品目として、果物やデザート等を追加することを予定しています。
7	8	第2・7・(2) 献立方式	副食の品数は3品以上とする。とありますが、あるとすれば、4品目などの副食はどのようなものをお考えでしょうか。	
8	8	第2・7・(2) 献立方式	「副食の品数は3品以上とする。」と記載されていますが、想定される献立は、別紙10の学校献立表に記載の副食の品数と同等、若しくは若干変更がある程度との理解でよろしいのでしょうか。	

No.	頁	項目	質問内容	回答
9	8	第2・7・(3) 施設形態	ドライシステムを採用し、給食エリアは1階配置を基本とすること。とありますが、基本的な給食エリアを1階配置とし、アレルギー室は交差汚染防止のため2階に配置することは可能でしょうか。	アレルギー対応食の下処理から調理までをアレルギー専用調理室で行う場合にあっては、アレルギー専用調理室を2階に配置することは可能です。
10	8	第2・7・(3) 施設形態	ドライシステムを採用し、給食エリアは1階配置を基本とすること。とありますが、基本的な給食エリアを1階配置とし、追加機能としての炊飯は2階に配置することは可能でしょうか。	コンテナへの積み込み等がスムーズに行え、学校給食の配送時間に支障がない場合にあっては、炊飯設備を2階に配置することは可能です。
11	14	第3・5・(2)・⑤諸室の構成	諸室の構成は下表を基本とすること。なお、室面積は事業者の提案によるものとし、衛生面・機能面等に支障が無ければ、その他必要と思われる諸室を提案により整備することを制限するものではない。とありますが、各室で求められる衛生面と機能面等を確保することを前提に、「表 諸室の構成」に記載されている諸室の一部を統合又は省略することは認められるのでしょうか。	「表 諸室の構成」に示す諸室は必要最低限のものであり、これらを基本とし、その他必要と思われる諸室は提案してください。
12	15	第3・5・(2)・⑥施設内ゾーニング及び動線計画	「3m以上離れた場所に設ける」とは、歩行距離との認識で宜しいでしょうか。	トイレは、食品を取り扱う場所及び洗浄室から直線距離で3m以上離れた場所に設置してください。
13	16 ～ 21	第3・5・(2)・⑦・表 諸室の概要及び要求事項	諸室については、衛生管理などを考慮すれば、あくまでも参考で事業者の提案によるものとの認識で宜しいでしょうか。	「表 諸室の概要及び要求事項」に示す諸室は必要最低限のものであり、これらを基本とし、その他必要と思われる諸室は提案してください。
14	16	第3・5・(2)・⑦・表 諸室の概要及び要求事項 食材搬入用プラットフォーム	食材搬入用プラットフォームは、「野菜・果物類、魚・肉・卵類用及び冷凍食品・乾物類用でそれぞれ専用の搬入口を設けること」とありますが、荷受室は「野菜類・調味料・冷凍食品・乾物類用と魚・肉卵類用にそれぞれ専用室を設けること」となっております。調味料・冷凍食品・乾物類の荷受けは野菜類側荷受室で行うという解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	質問内容	回答
15	16	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 検収室	検収室；「野菜類・調味料・冷凍食品・乾物類と、魚・肉・卵類に区別して専用の室を設けること」とありますが、壁と扉で完全に仕切った室としなくても、使用する機器を分けるなど、運営面での対応も可能との理解で宜しいでしょうか。	検収室は、「野菜類・調味料・冷凍食品・乾物類」と「魚・肉・卵類」を別にして、壁等で区画してください。
16	16	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 検収室	検収室は「野菜類・調味料・冷凍食品・乾物類と、魚・肉・卵類に区分して、それぞれ専用の検収室を設けること。」と御座いますが、室ではなくエリア分けでもよいですか。	
17	16	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 野菜下処理室	野菜下処理室；想定されている地元産食材は何になりますでしょうか。	千両ナス等の地元産野菜類を想定しています。
18	17	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 魚肉類・卵下処理室	魚肉類・卵下処理室；卵は、殻付き卵と液卵のどちらを使用予定でしょうか。	液卵を使用予定です。
19	17	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 洗浄室	洗浄室；「給湯設備を設置する」とありますが、給湯を供給する水栓などを設置すれば良いとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	17	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 残渣室（庫）	残渣室（庫）；「残渣は、粉碎、脱水等の処理をした後、堆肥化等を行う業者に引き渡すこと。」とありますが、堆肥業者等の選定は事業者側が行うとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	17	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 残渣室（庫）	<ul style="list-style-type: none"> ・残渣は、粉碎、脱水等の処理をした後、堆肥化等を行う業者へ引き渡すこと。 ・厨芥脱水機・粉碎器等、残渣の減量を図る設備を設置すること。 とありますが、残渣を豚の飼料として長年リサイクル実績があります。脱水処理は豚の飼料利用に適さないため、豚の飼料リサイクルを前提に脱水工程を省くことは可能でしょうか。	飼料リサイクルが安定的に確保できる場合にあっては、可とします。

No.	頁	項目	質問内容	回答
22	18	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 煮炊き調理室	煮炊き調理室；「災害時に本室の調理釜を使用しての炊出しを行うことを想定している。よって、調理釜等の設備は調理場に固定し、地震等発生時の本室の破壊を最小限とするように努めること。」とありますが、固定した調理釜では、地震発生時、配管などが損傷し危険が伴います。安全を考慮して、屋外などで調理可能な設備を導入することも可能として頂けませんでしょうか。	調理釜を使用した炊出しは、災害発生直後ではなく、復旧・復興期での実施を想定しています。そのため、屋外ではなく、煮炊き調理室等の調理釜を対象としてください。
23	18	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 煮炊き調理室	煮炊き調理室；「災害時に本室の調理釜を使用しての炊出しを行うことを想定している。」とありますが、別の諸室の調理釜を使用することは可能でしょうか。	可とします。
24	18	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 揚物・焼物・蒸し物調理室	揚物・焼物・蒸し物調理室において、「設置する調理設備は、献立及び作業の内容により共用することを検討」とありますが、例えば揚物献立の時にオーブンを使って揚物調理を補助的にするという解釈でしょうか。	スチームコンベクションオーブンの導入等、複数の献立及び作業の内容により共用できる調理設備の設置を想定しています。
25	20	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 非汚染作業区域前室	非汚染作業区域前室；「この前室は、男女別更衣室、男女別便所及び準備室（手指の洗浄・消毒等を行う室）から構成されるもの」とありますが、靴の履き替え及びエプロンの着脱を行う部屋との理解で宜しいでしょうか。また、市・事業者エリアに更衣室や便所を計画するなど、室の構成は事業者の提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	20	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 非汚染作業区域前室	非汚染作業区域前室；「更衣室と準備室の間にエアシャワーを設置すること。」とありますが、煮炊き調理室などの給食エリアへの入室の前にエアシャワーを設置する認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	20	第3.5.(2).⑦.表 諸室の概要及び要求事項 市職員事務室	執務室の一部に打合せスペース（6名程度）を確保し、テーブル及び椅子を設置すること。とありますが、要求水準書 別紙8 什器・備品一覧表の市職員用事務室には、応接用テーブル、応接用椅子の記載があります。どちらが正しいでしょうか。あるいは、提案させていただけますでしょうか。	応接用テーブル及び応接用椅子は不要です。市職員事務室に打合せに使用可能なテーブル及び椅子を設置してください。

No.	頁	項目	質問内容	回答
28	21	第3・5・(2)・⑦・表 諸室の概要及び要求事項 見学通路	見学通路において、1度に50人程度の見学者が調理室等の見学に使用する通路は単独の通路ではなく、食育研修室内に併設した通路を設ける計画として宜しいでしょうか。	見学通路の面積や設置場所については、応募者の提案によるものです。
29	22	第3・5・(3)・③外部窓	窓を設置する場合は、床面より100cm以上離すこと。天窓は設置しないこと。とありますが、調理施設以外の(事務室・廊下等)の窓も床面より100cm以上離さなければならぬでしょうか、また、調理エリア外の廊下などの天窓は設置可能でしょうか。法的に排煙窓が必要になる場合は設置してよろしいでしょうか。	調理エリア以外の外部窓も、床面より100cm以上離してください。また、排煙窓が必要な場合においても、天窓を設置せず、ハイサイドライト等の雨漏りし難いものとしてください。
30	23	第3・5・(4)・②外部仕上	「搬出入を行うトラック出入りにシャッターを設け」とありますが、シャッターは、食材搬入用プラットホーム外側に設けるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	26	第3・5・(5)・③・イ. 給水・給湯・給蒸気設備	「80℃以上の熱湯を十分に供給しうる設備」とありますが、供給しうる設備を適切に配置できれば、ボイラーは必ずしも必要はないでしょうか。	すべての給湯個所を対象として、80℃以上の熱湯を十分に供給しうる給湯設備を設置してください。
32	26	第3・5・(5)・③・イ. 給水・給湯・給蒸気設備	「80℃以上の熱湯を十分に供給しうる設備」とありますが、80℃以上の熱湯は、全ての給湯系統ではなく、必要とする個所のみ供給できる設備とすれば宜しいでしょうか。	
33	26	第3・5・(5)・③・イ. 給水・給湯・給蒸気設備	飲料水、蒸気及び80℃以上の熱湯を十分に供給しうる設備を適切に配置すること。とありますが、80℃以上の熱湯は、どのような用途で何処に必要でしょうか。	
34	27	第3・5・(5)・③・エ. 排水設備	「排水処理施設の間にはグリストラップを設置すること」とありますが、排水処理施設にグリストラップと同等の機能を有すればグリストラップを設けない提案は可能でしょうか。	グリストラップは必ず設置してください。

No.	頁	項目	質問内容	回答
35	27	第3・5・(5)・③・カ. 衛生設備	電氣的に水栓を制御する機器を導入する場合には、停電時に対応可能な手元バルブを設けること。とありますが、手洗い施設とトイレの自動水栓を対象とすることによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	28	第3・5・(6)・①基本的な考え方	すべての移動性の器具・容器とは、ボウルやスパテラ、包丁など固定されていない移動させることが可能な器具・容器を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	29	第3・5・(6)・①基本的な考え方	シンクは、加熱用食材・非加熱用食材を取扱うシンクを「三槽式構造」という解釈でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	29	第3・5・(6)・②・ア. 人(調理員)の動線	「調理員は、一般区域、汚染区域、非汚染区域の各区域(以下「各作業区域」という。)内のみで動くことを原則とし、他の作業区域を通ることなく、目的とする作業区域へ行くことができるレイアウトとすること。」とは、一般区域から汚染区域もしくは非汚染区域への動線や、汚染区域から非汚染区域への動線は前室を経由すること。という解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
39	30	第3・5・(6)・③・ア・b. シンク類の槽	「調理室用シンクは移動式とし、」と御座いますが、じゃが芋や乾物をさらすシンクは移動式とし、野菜類下処理室等の3槽式構造シンク等は固定式という解釈でよろしいですか。	調理室用シンクは移動式としてください。その他シンクは、清掃の容易性等を考慮し、移動式や固定式を提案してください。
40	31	第3・5・(6)・④・ア・c. 加熱機器・その他	「庫内温度、食材の中心温度が容易に計測又は記録できる構造であること。」と御座いますが、回転釜等は記録付き中心温度計を用いて測定・記録するという解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
41	31	(6) 調理設備計画 ④ 第3・5・(6)・④・ウ・a. 調理釜	市では、災害時に本室の調理釜を利用しての炊き出しを行うことを想定としている。とありますが、災害発生時の炊き出し対応で発生した費用全額は市費でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	質問内容	回答
42	31	第3.5.(6)・④・ウ・a. 調理釜	市では災害時に本室の調理釜を使用しての炊き出しを行うことを想定している。よって、調理釜等の設備は調理室に固定し、と記載されておりますが、実施する際、換気や給水等も使用できる仕様にするのでしょうか。	調理釜を使用した炊出しは、災害発生直後ではなく、電力や水道等が使用可能な復旧・復興期での実施を想定しています。
43	32	第3.5.(6)・④・ウ・f. 蒸し器	「蒸し器」を蒸し物、サラダ用に調理室内の和え物室そばに配置することとありますが、蒸す機能を有している機器であれば「蒸し器」でなくても問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	33	第3.5.(6)・④・オ・e. 消毒保管庫	「c. コンテナ洗浄機 ・使用しない食器の消毒保管庫を設置すること。」とありますが、「e. 消毒保管庫」の仕様の記述間違いでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	33	第3.5.(6)・④・カ. 調理設備計画	「カ. 厨芥処理設備 ・圧送された厨芥を一時貯留する調整タンクを設け～」とありますが、調理くずや残渣を適切に処理できれば調整タンクの有無は事業者の提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	47	第5.9.(2)・①保守管理・更新業務	食器・食缶・食器かごは最低2回以上更新を行うこととありますが、配膳器具とアレルギー対応食缶等は適宜保守管理・更新を行えば良いという解釈で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	47	第5.9.(2)・①保守管理・更新業務	「運営開始後、事業期間終了までの間に、食器・食缶・食器かごは最低2回以上更新を行うこと。」と御座いますが、多くの学校給食センター整備運営事業において、15年の運営期間の中で食缶・食器かごの更新は1回となっております。よって本事業においても、食缶・食器かごの更新は1回としても問題なく運営できるのではないかと考えております。更新回数のご検討をお願いいたします。	食器・食缶・食器かごは最低2回以上更新してください。また、更新時期は事業期間終了時も含んでいます。
48	49	第5.9.(2)・②清掃業務	受水槽に貯水後使用する場合、末端給水栓から採取した水について、定期的に(細菌数について毎月)検査を行うとありますが、毎月専門の検査機関で細菌検査を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	質問内容	回答
49	57	第 6・6・(3)・②・表 主 要食材の納品形態	卵の納入形態については、生卵、または液卵での納入のどちらになるかお示してください。	液卵を使用予定です。
50	57	第 6・6・(3)・②・表 主 要食材の納品形態	揚げ物で使用する油については、ローリー車での納入、もしくは一斗缶での納入のどちらになるかお示してください。	一斗缶で納入予定です。
51	57	第 6・6・(3)・②・表 主 要食材の納品形態	デザートや冷凍果物の納品形態をご教授いただいてもよろしいでしょうか。	デザートや冷凍果物は、配送校への直送品です。
52	60	第 6・9・(2)・③食材の適 切な温度管理等	受配校搬入時に調理後の食品の温度と時間を記録することとありますが、「実施方針に関する質問回答」で配膳業務は市が行う範囲とあり、配送員が行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、事業者側で実施する場合は配膳室内に配送員が入り、記録作業を行うとの理解でよろしいでしょうか。	受配校搬入時における調理後の食品の温度と時間の記録は、配送校の用務員が実施します。
53	60	第 6・9・(2)・④アレルギー 対応食調理業務	アレルギー対応食を 1 日当たり 50 食程度まで調理するとの事ですが、最大何食になるかご教示下さい。(他の給食と異なり、食器やランチジャー等の転用が難しいため。)	1 日当たり最大 50 食を想定しています。
54	60	第 6・9・(2)・④アレルギー 対応食調理業務	アレルギー対応食専用のランチジャー等により配缶するのは、アレルギー専用調理室で調理した除去食のみという解釈で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	64	第 6・11・(1) 業務範囲	配送校からのごみの回収について、飲み切った牛乳パックやデザート等の空容器等は学校で処分して頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	65	第 6・11・(2)・②残渣処 理業務	現センターの残食量（重量）の実績をお示してください。	平成 30 年度における現在の玉野市立学校給食センター及び東児調理場での残食量合計は、約 32 t となっています。
57	65	第 6・11・(2)・②残渣処 理業務	現センターの廃油の処理量の実績をお示してください。	現在の玉野市立学校給食センター及び東児調理場での廃油処理量は計量していませんが、平成 30 年度の食用油購入量は両施設で 9,414 リットルとなっています。

No.	頁	項目	質問内容	回答
58	-	別紙4 食器・食缶等一覧表	米飯用食缶が記載されておきませんが、炊飯を業務に含める場合には米飯用食缶の追加が必要ですが、寸法及び数量は事業者提案と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、保温性のある米飯用食缶としてください。
59	-	別紙4 食器・食缶等一覧表	和え物用食缶用として、蓄冷材・蓄冷材用蓋（または中蓋）が記載しておりますが、あくまでも参考としての記載であり、蓄冷材無しでも保冷が効いている状態で配送が可能であれば、蓄冷材は不要との理解で良いでしょうか。	十分な保温性や保冷性がある食缶であれば、ご理解のとおりです。
60	-	別紙4 食器・食缶等一覧表	蓄冷材と記載がありますが、保温保冷食缶（二重食缶）で提供温度に問題なければ、蓄冷材は使用しない提案でも宜しいでしょうか。	
61	-	別紙4 食器・食缶等一覧表	食器カゴは大、小の2種類とありますが食器の種類毎に調達する等は運営面も考慮し、事業者提案でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
62	-	別紙4 食器・食缶等一覧表	食器（箸・スプーン・フォーク含む）の使用パターンをご教授下さい。〈ご飯献立時・めん献立時・パン献立時・カレー献立時等〉	「ボール（大）＋ボール（小）＋角仕切皿」又は「ボール（大）＋ボール（小）＋深皿（大）＋深皿（小）」を想定していますが、食器の組み合わせパターンについては応募者の提案によるものです。
63	-	別紙4 食器・食缶等一覧表	食器の最大・最小使用点数、組み合わせパターンを御教授下さい。	
64	-	別紙4 食器・食缶等一覧表	食缶の最大・最小使用点数、組み合わせパターンを御教授下さい。	汁物用食缶、和え物用食缶、副食用食缶、米飯用食缶（提案による）を想定しています。
65	-	別紙5 児童・生徒数及び学級数の現状、別紙6 児童・生徒数の将来見込み	各学校の必要な配缶数は、通常学級＋1（職員室）で宜しいでしょうか。 また、特別支援学級は通常学級で喫食する理解で宜しいでしょうか。	各学校の必要な配缶数は、通常学級＋特別支援学級＋職員室（1）としてください。また、特別支援学級は、各学級1学級としてください
66	-	別紙5 児童・生徒数及び学級数の現状、別紙6 児童・生徒数の将来見込み	供用開始のH34のクラス数を御教授頂けますでしょうか。不明な場合は、別紙5のクラス数で想定すれば宜しいでしょうか。	別紙5の学級数で想定ください。

No.	頁	項目	質問内容	回答
67	-	別紙6 児童・生徒数の将来見込み	児童・生徒の将来見込みについてお尋ねします。合計人数に職員数は含まれるでしょうか。 含まれていない場合は、職員数の将来見込みをご教示ください。	「別紙6 児童・生徒数の将来見込み」に教職員数を含んでいます。
68	-	別紙7 運営備品一覧表	運営備品一覧表以外で必要と思う備品があった場合は、事業者が調達し維持管理するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	-	別紙9 配送先配膳室の現状	全ての配送校の軒高をお示し頂くことは可能でしょうか。	現在の配送車両の高さは375cmであり、各校の軒高はこの配送車両が無理なく出入りできる高さとなっています。
70	-	別紙10 学校給食献立表	献立表のとおり、今後も小学校及び中学校は同一の献立を提供すると考えてよろしいでしょうか。	現状においては、ご理解のとおりです。
71	-	別紙10 学校給食献立表	揚物機と焼物機が同時に稼働する献立は無いように見受けられますが、同時稼働はないものとして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	-	別紙10 学校給食献立表	平成29年10月26日(木)にりんごとありますが、りんごは皮をむいたものを提供するのでしょうか。	果物は、皮付きでの提供を予定しています。
73	-	別紙10 学校給食献立表	小学校・中学校・職員の一人当たりの喫食量をご教授下さい。	学校給食実施基準(文部科学省)に基づく、学校給食摂取基準を満足することを予定しています。

<優先交渉権者選定基準に関する質問回答>

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	1	第1・3 審査体制	審査委員の氏名は公表される予定でしょうか。	優先交渉権者の決定及び公表までの期間においては、審査委員会の委員名を公表する予定はありません。
2	6	表 評価項目の具体的内容及び評価基準・(カ) サービス購入料に関する事項	学校施設環境改善交付金を活用する提案については市が示す当該交付金相当額を差引いた額とありますが、当該交付金相当額はいつお示しいただけるでしょうか	学校施設環境改善交付金相当額は、19,600万円とします。

<募集要項様式集に関する質問回答>

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	-	様式 61	施設の市への所有権移転を伴わない場合において、施設整備業務の対価の欄には、減価償却相当額を計上することによろしいでしょうか。	本施設の市への所有権移転を伴わない場合においては、施設整備業務の対価の欄ではなく、運営業務の対価の欄に減価償却相当額を含めて記入してください。
2	-	様式 62	注3) 運営業務の対価については、稼働日数 200 日/年とし、食数変動を見込んだ運営業務費を記入すること、とありますが、毎年の食数変動は、要求水準書「別紙6 児童・生徒数の将来見込み」に記載されている人数を正として計算することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

<基本協定書（案）（優先交渉権者が特別目的会社を設立しない場合）に関する質問回答>

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	1	第2条第2項	基本協定書（案）では「玉野市学校給食センター整備運営事業PFI事業者選定審査委員会」と記されておりますが、優先交渉権者選定基準のページ1 3審査体制の項目では「玉野市学校給食センター整備運営事業者選定審査委員会」と記されております。優先交渉権者選定基準の「玉野市学校給食センター整備運営事業者選定審査委員会」に選定審査委員会の名称を統一して頂く事は可能でしょうか。	「玉野市学校給食センター整備運営事業PFI事業者選定審査委員会」は、「玉野市学校給食センター整備運営事業事業者選定審査委員会」に訂正します。
2	1	第3条	S P Cを設立せず、本施設の市への所有権移転を伴わない場合について、運営企業（代表企業）と設計企業（設計業務、工事監理業務）のみで応募し、優先交渉権者となった場合は、募集要項の第3 1 応募者の構成等 ①に記載されている通り業務着手までに、代表企業の責任において必ず決定することから、建設企業・調理設備企業及び維持管理企業が基本協定締結時には決まっていない可能性があります。また建設企業・調理設備企業及び維持管理企業へ発注する者は運営企業であることから、基本協定書（案）から建設企業・調理設備企業及び維持管理企業を削除いただくか、代表企業と締結する文言に変更願えませんでしょうか。	本条については、優先交渉権者決定後、必要に応じて修正することを予定しています。

<事業契約書（案）（優先交渉権者が特別目的会社を設立し、施設の市への所有権移転を伴う場合）に関する質問回答>

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	26	第 67 条	<p>事業契約約款第 67 条第 4 項には、引渡し・所有権移転前の解除について「第 1 項各号の事由に該当する場合、事業者は、市に対して、本件施設整備等費相当額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の 10%に相当する金額を違約金として支払う。」と記載されていますが、通常の玉野市発注工事で採用されている「契約の保証」は必要ないとの認識で良いでしょうか。</p> <p>「契約の保証」が必要ということであれば、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の契約保証をご検討いただけないでしょうか。</p> <p>契約保証金の納付手段としては、より多くの選択肢を設けるため玉野市ほか県下の多くの企業が利用する契約保証を履行保証手段の一つとして認めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>本事業は、市が建設企業と直接契約するものではないため、契約保証金の納付は想定していません。</p>
2	48	別紙 11 サービス購入料の支払について	<p>「サービス購入料」の定義はありますが、「サービス対価」の定義が記載されていないので、ご教示ください。</p>	<p>「サービス対価」は、「サービス購入料」に訂正します。</p>
3	48	別紙 11・3・(1)・①支払条件	<p>建設一時金となる金額について●●と記載されていますが、建設一時金が確定しない場合、事業者は入札価格を算出する事が難しくなります。金額の明記をお願いできますでしょうか。</p>	<p>建設一時金額は、施設整備費により異なります。提案書類に記載された金額をもとに、下式により算出します。</p> <p>建設一時金 = A + B + C</p> <p>A : 学校施設環境改善交付金 = 19,600 万円</p> <p>B : 学校教育施設等整備事業債 = (施設整備費(※) - A) × 75%</p> <p>C : 財源対策債 = 4,900 万円</p> <p>(※)食器・食缶等、運営備品、施設備品、配送車両を除く。</p>

No.	頁	項目	質問内容	回答
4	48	別紙 11・3・(1)・①支払条件	<p>事業契約約款第 6 条には、事業者の資金調達について「本事業の実施に関する一切の費用は、本契約で特段の規定がある場合を除きすべて事業者が負担する。また、本事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。」と記載されていますが、別紙 11 の 3 (1) ①には、支払条件について「市は、本件施設の施設整備業務の対価の一部として、令和 [] 年 [] 月末日までに金●●円（消費税抜き）を建設一時金として支払う。」と記載されており、通常の玉野市発注工事と同様に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう）の保証を付して支出される前払金との認識で良いでしょうか。</p> <p>前払金を支出されることによって、本事業の適正な施工や運営の確保、費用の縮減を期待できることに加え、応募者の増加により競争入札の効果から応札額の低下を図ることができ、事業の V F M の向上に繋がるものと思われます。</p>	<p>建設一時金は、「学校施設環境改善交付金」及び「地方債」を原資とするものであり、前払金と異なるものです。</p> <p>なお、交付金と地方債の性格上、建設一時金の支払時期は工事完了後となることに留意ください。</p>

<事業契約書（案）（優先交渉権者が特別目的会社を設立せず、施設の市への所有権移転を伴わない場合）に関する質問回答>

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	－	全般	契約書（案）全体に関して、事業者による建設予定地の提案を考慮した文面になっていませんが、要求水準書8ページ2行目と3行目に記載されていますように建設予定地を事業者により提案した場合、事業契約時に条文等の修正を行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	建設予定地について事業者より提案があった場合には、優先交渉権者決定後、必要に応じて事業契約書（案）を修正することを予定しています。
2	4	第5条	優先交渉権者は特別目的会社を設立しない場合の事業契約書（案）であるため、本条を削除していただけますでしょうか。	本条は、下記のとおり、修正します。 （代表企業） 第5条 事業者は、運営企業をもって代表企業とする。 2 代表企業は、本事業の遂行に当たり事業者各社の取りまとめを行うものとし、事業者と市との間で行うべきものと規定されている通知・連絡・意思表示等は、原則としてすべて代表企業を通じて行うものとする。
3	23	第65条	事業者が建設予定地を持ち込み提案する場合、本条は適用除外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	25	第68条第2項第2号	サービス購入料のうち、契約終了時点までに発生した、維持管理・運營業務に係る対価の支払債務については、違約金で相殺しても残額があるときには、一括又は分割して貴市よりお支払いいただけるとのことですが、サービス購入料に含まれる施設整備に係る対価については、協議により一括又は分割して貴市よりお支払いいただけると考えてよろしいでしょうか。	第68条第2項第1号の規定が順守されている場合にあっては、ご理解のとおりです。
5	26	第69条第2項第2号	サービス購入料のうち、契約終了時点までに発生した、維持管理・運營業務に係る対価の支払は、契約終了時点で支払済みの部分を除き貴市から受けることができますが、サービス購入料に含まれる施設整備に係る対価については、協議により一括又は分割して貴市よりお支払いいただけると考えてよろしいでしょうか。	第69条第2項第2号①の規定が順守されている場合にあっては、ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	質問内容	回答
6	41	別紙9 サービス購入料の支払について	サービス購入料のうち施設整備に係る対価については、サービス購入料1及び2の構成にどのように配分するのが適切とお考えでしょうか。あるいは、施設整備に係る対価としてサービス購入料を別建てにされるお考えはありますでしょうか。	施設の市への所有権移転を伴わない場合、施設整備に係る対価については、運営業務の対価に含めるものとし、別立てとはしません。内訳として施設整備に係る対価を示すものとします。
7	41	別紙9 サービス購入料の支払について	サービス購入料の構成において、施設整備に係る対価をサービス購入料1及びサービス購入料2の各構成に配分して計算されるとすると、施設整備に係る対価もサービス購入料の改定及びモニタリングによる減額措置の対象となるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	44	別紙9・(2)・②サービス購入料2の決定方法	当該四半期中に提供した給食数が2,500食未満となった場合においては、2,500とするとありますが、1日あたりの給食数が2,500食未満となった場合と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	50	別紙10・4維持管理及び運営業務に係るサービス購入料の減額	このページにサービス購入料3という記載がありますが、間違いでしょうか。	「サービス購入料2及び3が減額される金額＝（当該四半期のサービス購入料2及び3）×（提供不全に係る累計ペナルティポイントによる減額割合※2）」は、「サービス購入料1及び2が減額される金額＝（当該四半期のサービス購入料1及び2）×（提供不全に係る累計ペナルティポイントによる減額割合※2）」に訂正します。
10	51 52	別紙10・4・(2)・③累積ペナルティポイントに応じた減額	同一業務に係るペナルティポイントが3四半期連続して発生した場合、市は3四半期目の当該業務に関するサービス購入料について、100%減額の措置を講ずることができる。とありますが、四半期毎・業務区分ごとの費用内訳額は様式で整理されていませんが、どのように業務区分ごとの費用を確認し減額するのでしょうか。	募集要項様式集の「様式69」及び「様式70」をご参照ください。

※「基本協定書（案）（優先交渉権者が特別目的会社を設立する場合）」に関する質問はありませんでした。